

第 16 回定例委員会会議録

- 委員長) 日程第 1 開会宣言
- 委員長) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (木村委員)
- 委員長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

第 26 号議案「芦屋市立中学校の給食実施について」を審議いたします。

中学校給食につきましては、教育委員会として取り組むべき大きな課題の一つととらえ、昨年度のアンケート調査から今日に至るまで、多くの方のお力とお知恵をお借りし、時間をかけて丁寧に取り組んでまいりました。昨年度末に「芦屋市立中学校の昼食の在り方を考える懇話会」から報告を受けまして、教育委員会では、昨年 5 月に中学校の給食実施に向けてかじを切る決定をいたしました。しかしながら、実施に向けて多くの課題も見えてまいりましたので、7 月より「芦屋市立中学校の給食実施検討委員会」を発足させ、検討委員の皆様方には実施に向けた調査研究や協議を重ねていただきました。これまでかかわっていただきました検討委員の皆様方、そして流れを温かく見守っていただいております皆様方には、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思います。

さて、この 1 月 18 日に「芦屋市立中学校の給食実施検討委員会」から報告書をいただきました。教育委員の皆様それぞれ報告書を精読されたことと思います。以前より私たち教育委員も勉強会、また学校現場の実地調査なども行いながら研究・協

議を続けてまいりましたが、昨年の10月より浅井委員、木村委員が新たに加わりましたので、改めて各中学校の現状を視察し、小学校給食の試食、施設見学等を2回にわたって行いました。そしてその後、委員全員で勉強会の場を持ち、意見交換を行ってきたところでございます。その中で、ある程度の方向性は見えてきているように思いますが、本日改めてこの教育委員の会議の場で中学校の給食実施について審議をしていきたいと思えます。

それでは初めに、報告書の内容の確認も含めまして事務局から提案説明をお願いいたします。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明ありがとうございました。これから質疑に入りますが、内容が多岐にわたっておりますので、五つのポイントに分けて審議を行っていきたいと思えます。

まず一つ目ですが、検討委員会の協議の流れについて、二つ目は芦屋らしい給食について、三つ目は方式を検討する上での前提条件について、四つ目は各方式について、五つ目は協議のまとめ・その他ということで、この五つのポイントで審議を進めていきたいと思えます。もちろん関連する内容につきましては自由に触れていただいて結構です。

それでは、まず一つ目の、検討委員会の協議の流れについて、質問を受け付けたいと思えます。質疑がありましたらお願いいたします。

小石委員) 検討委員会の流れということで、どのような形で検討が進んで、こういう概要が出てきたかということについて、この報

告書に基づいて少し御説明いただきたいと思います。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

私も検討委員会の傍聴をさせていただいたのですが、かなりいろいろな立場の方から、活発な御意見をいただいたという印象を受けました。

一つ質問ですが、9月26日に三田市へセンター方式の給食視察、そして11月22日に西宮へ自校方式の給食視察をしておられますが、その内容についてここに記載がされていないのですが、こういったご意見が出ているのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

学校教育課長) まず、報告書の中に詳しい状況を載せていない理由としては、三田市や西宮市の給食を、芦屋の給食と直接比較するということは、余り好ましくないということがございます。しかし、三田市や西宮市の給食実施状況の様子は、検討委員会の中ではそれぞれの委員の方が感想を述べられております。その記録については、議事録に全て載っております。

感想としては、三田市のセンターは非常に大きかったということです。まさに工場のイメージがぴったり合うと思えました。提供されている給食については、いいものが出ておりましたが、アレルギー対応が非常に難しい状況があるという印象が残っております。

それから、西宮は自校方式で進められておまして、非常に学校の中での子どもたちの動きも、きちっとした統制がとれているなと思いましたが、委員の感想の中では、動線の問題で子

どもたちが校舎の外側を通らないと給食室に入れない流れもあったり、衛生面でもう少し工夫が必要というような話もありました。給食としてはどちらもいいものが提供されていたのではないかなと感じております。

委員長) ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、検討委員会の流れについての質疑がなければ次に移りたいと思います。

報告書6ページから8ページに「芦屋らしい給食」についての内容がございますので、その部分について質疑をお願いいたします。

浅井委員) 報告書6ページですが、「芦屋らしい給食」を目指しての2行目、芦屋市の小学校が積み重ねてきた食を大切にした取組を「芦屋らしさ」という言葉で表現してきたとなっております、これが大変重要なキーワードになっていると思われまふけれども、これについて、事務局としては検討委員会のこの報告をどのように整理なさっているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

学校教育課長) 検討委員会の報告書の中での幾つかの言葉を取り上げていきたいと思ひます。報告書のなかにも、給食であれば何でもいいのではなく、給食の質の確保が第一であるという文言もございますけれども、給食は早く実施できればどんなものでもいいという意見はありませんでした。質の確保が第一であるというのが検討委員会での話だったかと思ひます。

したがって、将来にわたって質の高い給食を提供していくこと、それが芦屋らしさの実現ではないかなと思ひます。

そして最後の、例えば9ページ、協議のまとめの(1)、(2)も、芦屋らしさをあらわす重要な項目ではないかと思えます。そこにもありますように、芦屋市では食を大切にする取組が丁寧に行われてきた歴史があるということ、そして、小学校はいわゆる「食のモデル」となるような給食を目指して、きめ細かな対応が重ねられてきたことが述べられており、この食のモデルとなる給食を、芦屋らしい給食という表現をしているところでもあります。

そして、それを実現するために、各小学校では豊富な献立を用意したり、それからアレルギー対応を、非常にきめ細かく行ったりする工夫が続けられてきておりまして、この協議のまとめの3番にあるとおり、中学校においても、この小学校の取組を引き継いだ「芦屋らしさ」が表現できる給食を検討委員会としては求めているところがございます。検討委員会はそれを実現できる方式は何だろうかということで、実施方式については、自校方式とセンター方式を最終的に導き出し、提案されたと考えております。

委員長) ありがとうございました。

先日、私たちも芦屋の小学校の給食を試食させていただきましたが、教育委員の皆様、何か感想などございましたらお願いいたします。

木村委員) 先日の視察で、アレルギー対応については1食1食、アレルギーの疾患のある子どもの食事を個別につくって、そこにラップをして附箋を貼り、名前を書いて教室に持って行くということですね。それが子どもに間違いなく届くようにして、アレ

アレルギーの問題が起こらないようなチェック体制が築かれている点で、非常にきめ細やかな対応がされていると思いましたが、その労力というのはかなり大変だろうなと思いましたので、これをセンター方式でやる場合はどうなるんだろうという不安というものは少し抱きました。そういう意味では自校方式は非常に細かな対応ができると感じました。

委員長) ありがとうございます。ほかはございますか。

浅井委員) 試食をさせていただいて、本当に驚きの実感を持ちました。とても給食という印象ではなく、そこからもっと一歩進んだ形の、本当に丁寧な調理がなされていて、そして食育という形で子どもたちに浸透しているのだなと実感しました。アレルギーのことが出ましたけれども、これはやっぱり今、だんだんと、その状況が変わってきているのでしょうか、数年前よりもアレルギー対策が難しくなってきていることはありますでしょうか。

学校教育課長) 検討委員会の中で出た話ですが、例えば昔は小学校の人数が非常に多くて、一つの学校で1,500人規模の時期もありました。給食も1,500～1,600食つくってきたわけです。そのときに比べて、今は各小学校の規模もかなり小さくなりました。その時代はどう対応していたのだろうということですが、そのときは、品目も少なかったですし、それから対応する児童も本当に一部だったので、アレルギー対応は本当にものすごく少なかったのです。それだけの全体人数がいても対応できていたのですが、今はアレルギー対応が非常に多様になってきております。先日、岩園小学校へ行ったときも、その日もアレルギー対応が必要な子どもが18人いたので、個別に18個作って

いるということで、多い学校は延べ大体20～30人のアレルギー対応が必要な子どもがいるという実態がございます。

委員長) ありがとうございます。小石委員、いかがですか。

小石委員) 質的な面で、私が気がついたのは、食材の豊富さですね。いろいろな種類の食材を使っておられるという印象はすごく持ちました。私自身は、たまに他市で給食を食べるチャンスがありますが、今までその気になって比較することがなかったので、確かに芦屋の質が高いということは、実感としてかなりわかりました。

芦屋らしさをどうやって実現していくかということは、やっぱり今回の中では、非常に重要な検討課題になるし、そのモデルになっているのは小学校ですから、小学校のやり方といったものを、まず土台として考えるのもいいと今思っています。

それから、やっぱり栄養士の方の顔が見えるという状態になっているというのも、いいのかなと思ったりしました。

委員長) ありがとうございました。

1番から4番まで項目に分けて芦屋らしさを取り出していただいていますが、私は今、小学校で息子がお世話になっておりますので、身近なところで、本当にこの通りだと実感しております。

先日も岩園小学校に行かせていただいたのですが、給食の調理員の先生と栄養士の先生でメニューの研究もなさっていると伺いました。時々メニューの献立に新メニューと書いてありますし、息子がお世話になっている学校では、絵本の中から食材で共通するものを取り出してメニューを考えていただいている

例もありまして、本当に作り手と子どもが見える関係で、まさに生きた食育をしていただいていると思っています。ですから、ここに書いてある芦屋らしい給食は、本当に大変ありがたいなと思います。

特に親としては、昔の給食は家庭で食べられない部分を補食するようなイメージがありましたけども、今は本当に家庭の食をリードする時代になってきているのではないかなと思います。時々先生からもメニューのレシピが出たりしますが、それで子どもにせがまれて作ることもあります。

芦屋らしい給食について皆様御確認いただけたと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、報告書3ページの5番、方式を検討する上での前提条件に移りたいと思います。3ページで確認をしたいのですが、先ほど学校教育課長からも報告いただきましたが、前提条件を二つ出していただいております。一つ目は、中学校給食では選択式ではなく全員喫食で実施すること。そして二つ目は、中学校給食は本市の栄養士が献立を管理しているものを提供すること、この2つの点についてはいかがでしょうか。

小石委員) 基本的には、食育とは、給食で単に食べ物を出すというだけではなく、それ自体が教育であるということを考えると、これは全喫食ということを前提にしないとなかなか難しいだろうなと思いますけどね。そういう意味では、この前提は重要じゃないかと思います。

それから2点目についても、先ほど栄養士の方の顔という、もちろん栄養士からは子どもの顔となりますが、そういう関係

で献立が立てられていることも、非常に大事なポイントではないかなと思いますね。

浅井委員) 芦屋市の給食として、責任と自信を持って提供できるというのは、栄養士の方が管理する体制での給食というのは、もう絶対そこは押さえておかなければならない点だと思います。

委員長) いかがでしょうか。

小石委員) 前提となる問題がほかにあるだろうかということですが、この二つは、多分我々の中で共通の認識ができると思いますが、どうしてもさらにこれがというのはございますか。

委員長) 近隣で全員喫食ではなく、選択制を採用している自治体はあるのでしょうか。

学校教育課長) 兵庫県内でございますが、選択式を採用するには、実施方式が限られてきます。というのも、ランチボックスの配達方式でないと成り立たないということでございます。内容の工夫は重ねておられますが、なかなか利用率が伸びないという実態がございます。でもそれは給食として認められております。

文部科学省の資料にあるとおり、平成21年に、学校給食の実施基準第1条にて全員喫食とする、ということが出ていますが、それ以前からずっと実施しているところについては、給食という扱いをするということで進んでおります。新規では、国の指導として全員喫食が指導として進められております。

木村委員) そのデリバリー方式の場合の栄養管理というのは、これはその栄養士の方が管理しておられるのですか。実態はどうなっているのでしょうか。

学校教育課長) 基本的に基準があります。学校給食には栄養の基準があり

ますので、基本的には市の栄養士が管理しているということでございます。

委員長) よろしいでしょうか。

小石委員) デリバリー方式では、アレルギー対策はちゃんとできているのですか。本人が選択して避けたらいいことかな。

学校教育課長) はい。選択式ではアレルギー対策自体はできておりませんが、本人が食べられないものは注文しないという選択肢があります。

小石委員) なるほど。自分で選択できるから、お弁当を持っていけばいいわけですね。

学校教育課長) はい。そのとおりです。

委員長) よろしいでしょうか。

それでは、方式を検討する上での前提条件については、この二つであるということで、これから方式についての議論に入っていきたいと思います。

まず、報告書の中では、デリバリー方式と親子方式を選択から外すという記載がございます。その件について、事務局から補足説明はございますか。

学校教育課長) 検討委員会での検討方式として、まずデリバリー方式から、それぞれの順番に課題を確認しながら、芦屋市での実施可能性の検討を進めてきましたが、デリバリー方式は、一番の利点は実施が早く、そして安く実施できることです。しかし、検討委員会の中で確認されているのは、早期に実施ができるのであれば、方法は何でもいいというのではなく、質の確保とアレルギーへの対応、これが絶対的な条件に入っております。ですか

ら、その条件ではデリバリー方式は少し不安があります。

あとは、業者の問題ですが、近隣で業者を確保することが非常に難しいということがあります。近隣でないとなぜ困るのかといいますと、つくっている過程が見えないということは、非常に不安があります。遠い業者の場合では、例えば本当にこちらが提示した仕様どおりに運営されているのかどうか、教育委員会が確認に行くことが非常に難しくなるということがあるので、先ほどもありました市が責任をもって給食を提供するということにおいて、不安が隠せないことがございますし、つくっている場所が遠くなるほど、個に応じたアレルギー対応も難しくなると考えておりました、検討委員会がデリバリー給食を外したことは、事務局としては妥当かなと考えております。

教 育 長) 兵庫県内ではどこかあるのですか。

学校教育課長) デリバリー方式は姫路市が採用しています。

木 村 委 員) 芦屋で実施するとなると、どの業者が一番近隣になりますか。

学校教育課長) 神戸方面の業者はあまり探せておりませんが、調べるに当たり、尼崎市が弁当販売を行なうということで業者を探したところ、兵庫県内では1社しかなく、結局今は大阪の業者から取り寄せておられます。もし芦屋で実施するとなると、近くて尼崎近辺、遠ければ大阪からの取り寄せになるというイメージを持っております。

木 村 委 員) ありがとうございます。

浅 井 委 員) 姫路市では全員喫食ですか。

学校教育課長) 選択方式になります。

小石委員) 先ほどの芦屋らしさということを前提に考えると、やっぱりこの報告書にもあるとおり、デリバリー方式は芦屋らしさを出すことは、難しいと思いますね。

木村委員) 大阪市もデリバリー方式を採用していますが、評判もそれほどよくないというか、なかなか普及がよろしくない状況のようですね。

委員長) あと、親子方式ですけれども、この報告書の4ページには、最初に複数の小学校が1つの中学校に対し給食を提供する方法は除外すると確認をした、とありますけれども、もし親子方式にしたときに、食数が問題になると思うのですが、現在の小学校では、学校によってばらつきがあるかもしれませんが、大体どのぐらいの食数をつくるのが可能なのでしょうか。

学校教育課長) 精道小学校と岩園小学校では、今作っている数が700食余りになり、一番多い学校です。精道小学校で確認しましたが、今の規模で、例えば精道中学校の給食数をカバーできるかというと、そのままではとてもカバーできないと。例えばそれが800食なり1,000食になった場合、1,000食の数の対応はできても、内容が変わってきますよということです。つまり、食数がふえるほどできることにだんだん制限が加わってくるので、食数がふえるほど、メニューのきめ細かさはどんどん落ちるのは間違いないと聞いております。

委員長) そうすると、芦屋らしさという観点からは、やっぱり外れていくというイメージですね。

学校教育課長) 一番は、小学校の給食に影響が出てまいります。先ほど、親子方式として小学校が中学校をカバーすることについて、

2校でカバーするという事はしない、と言っておられますね。2校では、メニューを合わせる不自由さもありますし、それから行事にも合わせるようになります。どちらかの学校が休みということがあっても困ります。ですから、その前提を除いて、1つの小学校で中学校をカバーするとなると、極端に言えば、今つくっている2倍以上をつくることになりますので、それは小学校に大きな負担となり、小学校給食へ影響が出ることは間違いないだろうなというところです。

検討委員会の中では、親子方式は最初なかなか消えませんでした。なぜかという、小学校と同じ質の給食を、という願いがあったからで、親子方式にすれば少なくともその点は担保できると検討委員の思いもあり、その意見が最初は出ていました。しかし、検討を加えていくにつれて、食数がふえることによって小学校給食の質が低下する影響が出る。調理室も改装しないといけない、小学校の給食を一時止めなければならない時期まで出るという意見が出て、検討委員会としては、最終的に親子方式は難しいのではないかという結論を出したということでございます。

小石委員) 私が気になるのは、小学校で中学校の給食を作る場合、中身を質的に変えてつくるということは、技術的にできるのでしょうか。中学校だけ量を加えるということになるのでしょうか。

学校教育課長) 視察で行った他市の場合では、幼稚園から中学校まで、同じメニューで給食をつくっているところもございます。

小石委員) 量だけを変えるということですね。

学校教育課長) そうです。おかずの量を変えるとか、もっと言えば、魚の

大きさが変わるとかで、検討委員会の中では、カロリー計算はされているでしょうが、小学校の低学年と中学生が同じメニューというのはいいのだろうかという問題提起もございました。

木村委員) 芦屋の小学校給食は非常においしくて質が高いと、市民の方もイメージを持っておられるのは、現実にはそうだと思いますが、親子方式を実施することで、小学校給食の質が落ちてしまうというのは、本末転倒になってしまうのかなということが一つあります。

それから、アレルギーの対応の問題で、先ほども申し上げましたけど、やっぱり顔が見える、栄養士の方が、一人一人の顔を思い浮かべることができるぐらいの密接さでアレルギー対応をしておられるということが非常にいいと思うのですが、これが親子方式になると見えなくなってしまうから、きめ細やかな対応もできなくなるという問題点があるのではないかと個人的には思っております。

委員長) ありがとうございます。今、いろいろ議論していただきましたが、教育委員会としてもデリバリー方式と親子方式は選択から外すということで御異論ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、センター方式の議論に移りたいと思います。報告書には、センター方式は一応選択肢に残すという記載があります。センター方式に関して、質疑をお願いいたします。

先日、潮見中学校を訪問させていただきましたが、センター方式では、潮見中学校しか候補地がないのでしょうか。

学校教育課長) その問題提起は、検討委員会からもいただきまして、芦屋

市内でどこが可能なのかということについては、事務局としてもかなり検討しました。

その中で、報告書の中にもありますけども、原則センターを建てる場合は、工場用地でないといけません。例外規定も当てはめながら、いろいろな可能性を探りましたが、結果としては、教育委員会として考えられるのは、潮見中学校しかないと考えております。

小石委員) 三田市は人口が10万人を超えているくらいで、規模としては比較的似ている感じもしますが、そもそも三田市の中学校は何校あるのですか。

学校教育課長) 三田市は8校ぐらいだと思います。ですから、1校あたりの規模は非常に小さいです。

小石委員) 三田市は地域や土地がとにかく広いですよ。だからそんなにふうになっているのじゃないかな。学校の数がたくさんあればセンター方式というのは意味もあるかなと思ったりしますが、3校しかないところでセンター方式というのもどうかなと思いますね。これはたしか報告書の中にも、スケールメリットは余りないって出ていますね。これは一つの重要なポイントかなという感じがしています。

学校教育課長) 三田市では給食センターが二つ動いています。大きいほうの「ゆりのき台給食センター」へ視察に行きましたが、そこは幼稚園も含めて24校園分の給食を6,500食規模でつくっていました。芦屋の場合は、中学校3校の生徒数と職員を合わせて、想定規模は1,600食となります。

木村委員) 芦屋でセンター方式を採用した場合の経費ですが、どの程

度かかる見込みでしょうか。

学校教育課長) お手持ちのA3の資料、これは検討委員会の中でもお示しました資料ですが、センターをつくるには、まず土地が要ります。潮見小学校を使うとすれば土地代は要りませんが、建設費用としては7億5,000万円、それから各中学校に配せん室が必要ですので、それは約2億5,000万円と試算しているということです。

それから、ランニングコストですが、ここがなかなか算定が難しいところでございます。一応この表の中では、自校直営ということイメージしており、自校方式の場合は約1億2,000万円ということで、いったん試算しております。人数的に言いますと、各学校に入る調理員の人数と、それからセンターで入る人数を考えると、調理員の人数は恐らく半数ぐらいになるだろうと。しかし、配送のための費用や、配せん員の人件費等も加わってきますので、単純に自校方式の半額ということではなく、それよりは高くなると思います、ランニングコストとしては、自校方式よりもセンター方式のほうが少し安くなるだろうと予想しております。

小石委員) センター方式で気がかりなのは、その場所にどの程度のものでできるのか、先日、潮見中学校のテニスコートを見せてもらいましたが、あの用地いっぱい施設ができて、駐車場は多分下かな。そうすると結構大きな施設ができるだろうと思いますが、どの程度の車が出入りすることになるのか。近隣は結構住宅地で、道路を隔てて幼稚園や小学校がある環境ですね。つくるとなったときの影響はどの程度あるのでしょうかね。

管理課長) 　　どこに建てるかによって変わってまいります。例えば、今のプールの場所は、センターを建てるにはちょっと厳しいかとも思いますが、例えば3階建て給食センターの上にプールが乗るような建物になると思います。テニスコートの場所でしたら比較的余裕は出ますが、延べ床面積にして、今1,600食規模の用地ですので、1,700平米程度の建物になるかなと試算しております。

小石委員) 　　その場合も、建物の上にテニスコートを乗せるような感じですか。

管理課長) 　　そうですね、テニスコートにしてもプールにしても、建物の上に乗ることになるかと思います。

小石委員) 　　もしもやるとしたら、やはり近隣に相当きちんと理解してもらわないとだめですね。

学校教育課長) 　　はい。検討委員会の中でもその話題が出ておまして、結局工場用地でないところにセンターをつくる場合については、地元の説明ということで公聴会を必ず開くことが義務づけられております。

委員長) 　　よろしいでしょうか。

センター方式は、すぐに実施できるというメリットは大きいと思いますが、先ほど議論しました芦屋らしい給食ということ考えると、一人一人きめ細かなアレルギー対応とか、作り手と子どもの顔の見える関係を保つのはなかなか難しいところがあるという印象を受けました。

浅井委員) 　　ここにある表で見ますと、給食室の建設にかかる費用は、自校式とすると約9億円となっています。センター方式だとセ

ンターが7億5,000万円、配ぜん室2億5,000万円ということで、必ずしも自校式の経費が高いというわけではないわけですね。

学校教育課長) 初期経費を比較しますと、自校方式でこのとき9億円という試算を出しておりますけれども、これは今の校舎に単独で調理場をつくることを前提として算定したものです。ですから、校舎の建て替え時に調理施設を含んで入れていくということになりますと、試算はしっかりできておりませんが、建て替え工事の中で、調理場の部分をつくるわけですから、初期経費につきましては、この試算よりはずっと低くなるということで、自校方式のほうがセンター方式よりも落ちることになるかと思えます。

浅井委員) はい、わかりました。

小石委員) もう一つ、自校方式の議論の中でまた話題になるかと思いますが、自校方式の一番大きな問題は、中学校を建て替えないとうまくいかないという話があって、自校方式の一つのネックになっているわけですが、今、センター方式の場合の配ぜん室を設置するのに例えば2億5,000万円かかるということだとすると、この前に山手中学校や精道中学校、潮見中学校も見せてもらいましたが、山手中学校を見ていると、もう早く建て替えないといけないのではないかと思われるような建物もあるわけですね。そうすると、配ぜん室をつくった後で、またこれを建て替えるということになると、もう一回そこにお金がつぎ込まれるということになると、恐らく精道中学校もその時期が来るとは思いますが、これは無駄なお金をここで使うこと

にならないかという感じはするのですが、どうでしょうか。

学校教育課長) 二重投資という部分については、「昼食のあり方を考える懇話会」の頃からかなり言われておりました。子どもたちの未来の投資にはなるだろうけれども、二重投資についてはなるだけ避けていくことが望ましいのではないかという報告をいただいております。

木村委員) 潮見中学校にセンターをつくるとなると、先ほどのお話でプールの用地は少しスペースが小さいので建てるのはなかなか難しい。テニスコートならば広さは確保できるということですが、あそこは道路がカーブになっていて、配送車等が出入りすると事故が起こったりするのではないかと、そういう立地条件だと思いますが、その点どうでしょうか。

学校教育課長) 今、委員がおっしゃるとおりのところはございます。もしあそこで作るのであれば、カーブの見通しが悪いということで、安全対策ということと言うと、例えばトラックが進入していくのがいいのかなど、そういったことも含めて設計上の工夫もしなければいけないとは思っています。

委員長) ほか、よろしいでしょうか。では、続きまして自校方式の議論に入りたいと思います。自校方式は6ページに詳しく書いてくださっていますが、アのところで、建て替えとセットにしなければいけないということで、山手中学校が平成29年度から平成30年度、精道中学校が平成31年度から平成32年度の建て替え工事の時期にあわせるという記載がございますが、何か補足などはございますでしょうか。

学校教育課長) ここに挙げているのは、あくまでも最短でということ、

この予定が実際に承認されているわけではございません。あくまでも教育委員会の中で可能性として挙げられる年度であるということで、一つの目安であり、目標とする年度ではありませんけれども、確定ということでこの数字が動いていくということは避けていただきたいなと考えております。

小石委員) 今、年度のここに出ている一つの目安というのは、補助金面の問題でしょうか。

管理課長) おっしゃるように、補助金の返還ということも、もちろん大きな問題要素になると思いますが、今、市長部局では、市の公共施設全体として、建物の現況や、市全体の財政状況を見て保全計画が立てられております。その中で一応確定ではございませんが、この時期に建て替えが予定されているということで、私どもも、それを一つの目安にしております。

浅井委員) 今、5年の違いが生ずるであろうという、これがやっぱり大きな問題点かと思うんですけれども、可能性として、例えばスタートはセンター方式で、校舎の建て替え時期に自校方式に転換していくことはあるのでしょうか。

管理課長) 今おっしゃったようなやり方では、大きく二つ問題があるかなと思っています。一つ目は、国の補助金が二重で受けることができないという問題です。例えば、いったん国の補助を受けて、センター方式用の調理場をつくった場合、10年に満たない年数内に、新たに自校の調理場を別につくると、新たに設置する調理場には国から補助金が受けられないとか、センター方式用の調理場をつくったときに受けた補助金を返還するという問題が出る可能性があります。

二つ目は、中に入れる調理器具ですが、1,600食規模の給食をつくるようになりますと、調理器具全体は特注の大きな器具になってきます。それを設置した後、潮見中学校の給食をつくることになりますと、潮見中学校は一番規模が小さいので、設備面の更新で非常な金額がかかり、かなり大きな二重投資ということになってこようかと思えます。

浅井委員) それでは、もう一つの可能性として、例えば、山手中学校と精道中学校に、仮設の給食室をつくるというのは、先ほどの補助金など、同じような問題が発生するのでしょうか。

管理課長) おっしゃるとおりです。調理室を仮設で作りましても、先ほどの二重投資になるとか、どちらかの補助金が受けられないという問題が出てきます。

浅井委員) では、調理室については難しいということですね。

小石委員) 今までの方式の話で、芦屋らしさというようなことを考えたら、やっぱり自校方式が一番かなと思います。ただ、自校方式でネックになるのは、やっぱり時期のずれ、これだけではないかなという気がしたりするのですが、いかがでしょうか。もちろんランニングコストの問題もあります。だから、自校方式の問題を乗り越えられるかどうかを検討するという考え方もあると思うのですが、いかがでしょうかね。

委員長) まさにそのとおりだと思いますが、自校方式の課題はかなりのたくさんあります。その辺を整理していかないといけないと思っています。

一つ質問ですが、6ページに、校舎の耐震工事を平成22年

度に行っている関係で、校舎の建て替えを早めると、国から受けた補助金を返還しなければならない問題が発生すると書いてありますが、具体的には何年間の縛りがあって、もしそれ以前に建て替えるとしたら、補助金の返還額はどのぐらいの発生してくるのでしょうか。説明をお願いいたします。

管理課長) おっしゃるとおり、確かに平成19年度から22年度にかけてまして、主に耐震補強を中心とする大きな工事を行いました関係で、国からもらった補助金としては、山手中学校、精道中学校の二校合わせて約3億円になります。補助を受けている時期もそれぞれ棟ごとで異なりますし、補助の内容も若干違いますので、きっちりした金額となると、具体的にどの棟をいつ撤去するのかということによって変わってきますので、具体的な金額は申し上げられませんが、一応目安としては、総額で3億円の補助金をもらっているということです。

なお、現在の建て替え計画としては、補助金の返還が発生しない計画内容になっております。

管理部長) 補助金もありますが、建て替えになりますと、校舎を取り壊さなければなりませんので、そのとき受けていました起債も一括返還をしなければならない問題もあります。ですから、起債額も多分1億円を超える額があると思いますので、それも一度にかかってくるという問題もございます。

委員長) ということは、この財政状況では建て替えの前倒しはできない、難しいということですね。そうすると、潮見中学校が最短で27年度、山手中学校が30年度、精道中学校が最終32年度ということで、5年の差が今の段階の状況では生じて

くるということですね。

小石委員) やっぱり全体的に自校方式がいいかなという感じがするけれども、実施時期の差をどう乗り切るかということがテーマなんじゃないかと思いますね。そこを認めて、なおかつ自校方式に持っていくのか、あるいはそれは大変だからセンター方式に変えるのかという、まさにそれだけのようになりますね。

トータルで見たら自校方式のほうがいいわけですよ。そんな感じがしませんか。だからそこだけ問題がある。

木村委員) だからその時期のずれを保護者とか生徒さんの方がそこを不公平とお考えになられるのか、しかし、いいものをつくるといふことになると、自校方式が一番いいんですけれども、そういう点を重視されるのか、そのあたりの問題を我々としても詰めないといけないというふうに思いますね。

委員長) 今、小学校の給食で補助が出ているお子さんがいらっしゃると思うんですけども、その辺は給食に対してどのぐらいの補助が出ているのですか。

学校教育課長) 今、小学校の給食費というのは3,960円、3,980円、これは低学年とそれから高学年とでは20円違うだけなんですけども、およそそのぐらいの金額が毎月給食費としてありまして、その11か月分、これが全額補助という形で今出ております。

委員長) そうすると、早く始めるところはその分補助がもらえるということになるのでしょうか。

学校教育課長) 可能性があるということであって、まだその協議はされておられません。

委員長) 可能性があるけれども、実施しないところはそういうメリットが受けられないということですね。

学校教育課長) 単純に考えて、給食が実施されていないところにそれが出るというのは、ちょっと考えにくいと予想されます。

委員長) そうですね。そこをどう埋めていくかということも今後考えなければいけないことの一つですね。

ここで審議途中ではございますが、5時を回りましたので、ここでお諮りしたいと思います。

本日の議論の中で、おおむねこの報告書の方向性を尊重していくことは、私たちの中で共通認識ができたのではないかと思います。しかし、実施するにあたっては、また具体的な課題についてもう少し内容を精査し、議論を深める必要があると思うのですが、本日は、この後にもう一つ時間を要する議案も予定しておりますので、中学校給食に関しては、本日の議論はここで打ち切らせていただきまして、日を改めまして、もう一度臨時会という形で時間をとり、続きの議論をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小石委員) それについて少しよろしいでしょうか。今、自校方式という方向での議論でしたが、一番問題になってくる、時期のずれからどのような問題が生じるか、我々も幾つか考えていますが、さらにどんなものがあるか、事務局のほうでぜひお考えいただいて、それをクリアするために、例えばもし何かアイデアがあれば、ぜひ次回に提示していただいて、我々でも、もう少し詰めて、クリアできるかどうか考えてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長) それはぜひお願いいたします。

それでは、ここで一旦打ち切らせていただいて、次の継続審議をする日時ですが、委員の皆様には念のため先日予定を確認させていただき、直近で2月8日、来週の金曜日なら可能ということ承っておりますが、それでよろしいでしょうか。

では、第26号議案につきましては、今の段階では最終決定に至りませんので、2月8日金曜日に教育委員の会議、臨時会を開催し、そこで最終的な結論を出していきたいと思っております。それまでに、今、小石委員が言われた内容については、事務局から御呈示いただきたいと思います。

〈第26号議案、次回臨時会にて採決持ち越しを決定（出席委員全員賛成）〉

委員長) では次に、第27号議案の審議に入りますが、ここでお諮りいたします。第27号議案「平成25年度教育費当初予算案について」につきましては、その内容から、非公開で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外の方は恐れ入りますが御退室をお願いいたします。

〈非公開会議〉

委員長) それでは、第27号議案「平成25年度教育費当初予算案について」を議題といたします。提案説明を求めます。

教育長) 説明を始める前に。事務局を管轄する者として、各担当者には要領よくコンパクトな説明を求めます。

小石委員) もう一つ要望を。特に去年と大きく変わるようなところは、少し丁寧に、なぜそうなるかというのをぜひつけ加えてください。

委員長) 二つ条件が出されました。それではお願いいたします。

管理課長) <議案資料に基づき概略説明>

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

打出教育文化センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

社会教育部長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。ありがとうございました。

今、丁寧な説明をしていただきまして、昨年度に比べて歳入が100万円アップという中、教育予算が6億円アップというのは非常にうれしく思っているわけですが、それぞれヒアリングにつきまして御苦勞をされて、今この数字が上がってきているのではないかと思います。特に、印象に残ったのは、ハードの部分については割とずっと認められて数字として上がってきているのですが、ソフトの部分はなかなか、特に学校教育課のほうの部分については難しいところもあったのかなというふうな印象を受けました。

それでは、質疑に入りたいと思います。全体にわたって行いますか、部門ごとで分けますか。

小石委員) いや、全体にわたっての方法でいいんじゃないですか。

委員長) 全体でよろしいですか。

教育長) 補足になりますけれども、学校教育にかかる部分、つまり学校の先生のお給料は、兵庫県が費用を負担する職員で、市では負担しませんので、予算には全く計上されていないわけです。

けれども、芦屋市としては、兵庫県の各市と比較して、俗に「加配」という言葉が使われるのですが、増員的に配置してもらっている分、学校教育における人的な面での支援は、他市よりも多いと思っています。その分がお金に換算すると、それなりの額になってくると思います。

小石委員) これは予算絡みになるのかどうかわかりませんが、35人学級の動きがストップしそうな感じですが、芦屋市としては、今後の方針としてはどういうふうにするのですか。今、国の基準よりは進んでいますよね。

教育長) 兵庫県は兵庫型教科担任制ということで少人数の形をとっておりますので、県の基準どおりに実施しています。芦屋市自体が市の負担の職員を余分に雇い入れて実施するならば別ですけども、今現状においては芦屋市独自に少人数教育の人を採用していくところまでは考えていないということです。その分、ほかのチューターであるとかそういう部分での予算を配置しているというのが現状でございます。

小石委員) 基本的には県の枠組みの中ということですね。

委員長) いかがでしょうか。

浅井委員) 事業内容についての質問でもよろしいでしょうか。

4ページの6番、特別支援教育の推進、これはスクールアシスタント、そして介助員ということについて、少し具体的に教えていただきたいのですが。

学校教育課主幹) 現在、上の①番、支援員(SA)というふうには書いておりますが、昨年度までスクールアシスタントという名前で配置しておりました。現在、特別支援教育の支援員という名目の配置

でございます。

それから②番、介助員という名目です。支援員につきましては、今現在は小学校のみですが、5名配置をいたしまして、通常学級に在籍して学習する支援を中心に行っております。

介助員に関しましては、幼稚園、小学校、中学校、それぞれ特別支援学級籍の児童・生徒・園児を中心に、例えばトイレや給食、あるいは移動といった、学校園での生活の介助をはじめ、学習の中での支援を行い、教員免許を持った者を採用しております。この介助員に関しては、特に免許をとっていません。

浅井委員) よくわかりました。ありがとうございます。

委員長) 今の(6)の②の4ページのところで、増額されたように見えるが、実際にはふえているわけではないという御説明について、もう一度御説明をお願いできますでしょうか。

学校教育課主幹) 介助員の予算額が非常に大きくふえているように見えますが、介助員、これは特に幼稚園の部分に関してですが、幼稚園には加配教員が5名おります。今まで教職員課の予算で計上していた金額を、来年度から学校教育課の予算に計上することになりましたので、学校教育課としてはふえたように見えますが、計上する場所が変わっただけでございます。若干ふえている理由につきましては、幼稚園の支援員が預かり保育にも入る関係で、特別支援の対象の子どもが預かり保育をする場合には、通常は幼稚園に登園して生活する時間帯のみ配置をしておりましてけれども、預かり保育の時間も、勤務時間を延長して子どもの支援をするという体制をとるための増額でございます。

木村委員) 幼稚園の加配は、今年度まで5人、来年度から6名という

ことですね。

学校教育課主幹) はい。

委員長) わかりました。ありがとうございます。

小石委員) 大した額ではないんですけども、私の興味関心に従って。6ページ、5の②の放課後子どもプランのところで、一部2名体制にして、それが100万円程度ふえているのですかね。6ページの学校園・家庭・地域の連携。これは社会教育のほうでしょうか。②の放課後子どもプランの管理のところですが、これはどういう事情で一部2名体制になったのですか。

生涯学習課長) 放課後子どもプラン、校庭開放の部分について、今年度、たくさんの方が参加していただける最もよいやり方について、見直し等を含めて、学校ともいろいろ協議してまいりました。その中で、下校せずに参加できる方法として、最初は全校での実施を考えておりましたが、アンケートを実施したり、学校の事情などをいろいろ考慮して相談した結果、25年度から岩園小学校と朝日ヶ丘小学校の2校で、下校せずに実施することになっております。

下校せずの実施に当たっては、授業が終わって始まるまでの時間帯を見ていただくとか、時間を若干変更したりということもありますが、校庭管理人について、今は、平日1名を配置しているのですけれども、制度が変わることによって、下校しないとなると、作業がふえる部分がございます、安全確保の関係で、2人体制を考えておまして、その部分でふえることになっております。

小石委員) その2校分ですね。

生涯学習課長) はい、そうです。

小石委員) 同じ7ページの①の教室型の見直しとは、どういう見直しなのでしょうか。

生涯学習課長) この放課後子どもプラン教室型は、回数としては少ないのですが、実施校をふやしていこうということで、ここ近年は、年に1か所あるいは2か所とずっとふやしてきましたが、その内容について、講師であるとか地域の方が、例えば特定の方だったりしているのを、もっと広く、こちら社会教育の生涯学習課で担当しております社会教育関係団体などとネットワークといたしますか、協力も含めて、単に実施回数をふやすだけではなくて、子どもプランのあり方というか、実施の仕方を内容的に見直していくことも含めてこのような形で書いております。

委員長) これは予算には影響するのですか。

生涯学習課長) 予算には影響しませんので書いておりませんが、そういうことも考えていきたいということです。

小石委員) はい、ありがとうございました。

木村委員) 基本的なことで教えていただきたいのですが、美術博物館と谷崎潤一郎記念館の入場料収入ですが、これはどの会計で計上されるのでしょうか。特別会計の形でしょうか。

生涯学習課長) 指定管理制度ですので、利用料金制をとっておりまして、それぞれの館の収入になります。

木村委員) ベーシックな質問で申しわけないですが、15ページに委託費として、美術博物館について運営委託事業費が7,400万円上がっていて、谷崎潤一郎記念館については委託事業費が上がっていないようですが、この事業費を支払って委託して、

運営をしてもらっているという形になるのですかね。

生涯学習課長) 指定管理料ということでお支払いはしますけれども、この資料上で表示している項目名称が、統一性がなくて少しわかりにくくなっているかと思います。今おっしゃいますように、美術博物館については美術博物館管理運営委託事業費というところに上げておりますが、谷崎潤一郎記念館の維持管理費は、同じような名称でなくて分かりにくいですが、上げております。

木村委員) これが委託事業費プラス何か、プラスアルファが少しあるということですか。

生涯学習課長) そうです、はい。

木村委員) ああ、そうですか、わかりました。

委員長) 4ページの1番の(1)の預かり保育は、来年度、全園で実施されることが決定しておりますが、この中身で、前回の説明では指導員プラス補助員の2名体制であったのが、指導員は引き続き各園に必ず1名配置になるけれども、補助員の方は利用希望が多い2園にのみ配置と伺いましたが、その体制でこの金額ということでしょうか。

管理課長) おっしゃるとおり、指導員は各園1名配置ですが、補助員は宮川幼稚園、小槌幼稚園にそれぞれプラス1名ずつのみと考えております。ただ、8月の夏休み期間中は、朝9時から夕方4時半までの保育時間になりますので、指導員1人ではなかなか大変だということで、全園に補助員が1人配置できるようになりました。

委員長) 8月は、今まで3園で実施していた中で、やっぱり預かり人数というのは増えていくもののでしょうか。

管理課長) 通常に比べて利用人数がふえるということはないですけれども、保育時間が長いのと、夏ですので、水遊び的な要素が入ったりしますので、安全面も配慮してということでプラス1人は配置するようになります。

委員長) あと施設の整備費用もこの中に含まれているということでしょうか。

管理課長) 壁の内装や、床の改修ですとか、先にやっておかなければならない大部分は、24年度内に補正予算の中で行ないます。最終的な、例えばカーテンの設置とかそういったものについては、25年度の当初予算の中に含まれております。

委員長) 全園実施という広報が1月に出ましたけれども、それからの異動というのはどういう感じでしたか。

管理課長) 本年1月に期間を区切って転園の募集を受け付けました。小植幼稚園からは9人ほど、ほかの園に変わられた方がおられまして、宮川幼稚園に7人ほど新たに申し込みがあったとか、岩園幼稚園にも若干申し込みがありました。全体の規模としては10人ほどの間で動きがございました。全く新規で保育所から移ってこられた方が1人だけおられました。

委員長) 先ほど説明があったように、預かり保育の中に特別支援を要する子が入ったときには、別に指導員プラスアルファで入ってくださるという環境がつくれるということですね。

管理課長) はい。そういった方につきましては、通常についている補助員の方がそのままつくような形になります。

委員長) あと、5ページ、たしか概算要求のときには、弁護士とともに、スクールソーシャルワーカーの予算が組み込まれている

と思いましたが、ここに入ってないということは、それがかな
わなかったということでしょうか。

学校教育課主幹) おっしゃるとおりでございます。一生懸命努力いたしまし
ましたが、私の勉強不足で、しっかり伝わらなかった部分がありま
したので、何とか次回頑張りたいと思っております。

委 員 長) そうですか、残念ですね。かなりいろんな学校から相談の
ケースが多いということも聞いておりますし、特に学校とか市
教委とか、直にかかわるよりは第三者の方に入っていたいた
ほうが、すんなり行く部分が多いと他市の事情で聞いておりま
すので、来年はぜひ頑張ってください。予算を獲得するという
のは、なかなか難しいのですね。

小 石 委 員) 中学校は全部スクールカウンセラー配置ということになる
のですか。

学校教育部長) スクールカウンセラーという言い方をしましたときには、兵
庫県が配置しているスクールカウンセラーが入っております。
この方は、年間210時間です。

委 員 長) 6 ページで、自ら本を手にとりという項目のところの推薦
本400選の一部改訂のことで、先ほど御説明いただきました
が、中身としては、絶版になったものを取り外すだけなのか、
それとも新たに推薦本を入れる御予定なのか、その辺はどうな
のでしょうか。

学校教育課長) 最低、絶版のものは入れかえていきたいと思えますけれど
も、入れかえるに当たっては、教育委員会だけの作業ではなく、
いわゆる検討委員会というのを設置して、そこでいろんな意見
をいただいて、新しい本で入るべきものがあればまた入れてい

きたいというふうに考えております。

委員長) そうすると、この予算で、500掛ける3,600冊と書いてありますが、それは検討委員会などにかかる費用ではないですか。

学校教育課長) これはあくまでも印刷にかかる部分で、謝金等は別にあります。

委員長) わかりました。あと、この図書館司書補の配置ですが、これは昨年度と同じ金額でしょうか。

学校教育課長) 金額的には同じですけれども、中学校については時間をふやしたいと考えております。それだけの余力はあるということでございます。

委員長) 具体的にはどのぐらいふえる見込みでしょうか。

学校教育課長) 現在、1日あたり小学校が5時間で、中学校は3時間ですが、できれば中学校は4時間にしたいなと思っています。今、司書補の方と面談をしておりますが、やっぱりどういう形がいいのかなということもありますし、それから学校側とも相談をしております。最終的にふやしていきたいというふうには考えております。

小石委員) 前に山手中学校を見せてもらいに行ったときに、図書室で本当にいらっしゃらない時間が随分とある。どなたかPTAの人とか地域の人とかが、何か協力できる体制を、というような話もありましたが、それは何か変化はあるのですか。

学校教育課長) 学校側もニーズがあればいろんな、例えば保護者の方に開館をお願いします。例えば小学校なんかは司書補の勤務がないときに、いろんなボランティアを募って、例えば朝をあけるとか、

工夫している学校もありますけれども、中学校はどの時間帯に利用してもらうのが一番効率的なのかということも含めて、もう少し検討する必要があるかなとは思っております。

委員長) 　同じ4番の(2)ですけれども、学校図書館の環境整備と活性化ということで、例年モデル校というのが入っていたように思いますが、この辺は来年度いかがでしょうか。

学校教育課長) 　予算的にはモデル校が配置できるようになっております。

委員長) 　モデル校に当たったところの効果というかその辺と、あとは電算化になって2年目に入りましたけれども、その辺の効果というのはどうでしょうか、出ているのでしょうか。

学校教育課長) 　精道小学校で効果が出ていることは、よく御理解いただけていると思います。精道中学校は2年目になりますが、中学校では体制づくりに時間がかかるということで、1年目はなかなか動きが難しいところもありましたが、2年目は非常に熱心に学校のほうも取り組んでいただいて、たくさんの方が、ボランティアの方も学校に入ってきて、精道中学校もかなり活性化されたのではないかなというふうに思っております。1年ではだめだなというのが正直な感想です。

委員長) 　電算化になったことでの効果はどうでしょうか。

学校教育課長) 　毎月各学校から何冊図書館の本を借りているのかというデータはとっておりますけれども、全体的には借りられている本の冊数は増加しております。最終の集計は、まだちょっとできておりませんが、またこのデータは校長会等で公開して、各学校の活性化に利用していきたいと思っております。

委員長) 　ほかは何かありますでしょうか。

浅井委員) 7ページ、2番の宝くじの収益とおっしゃった部分の、地域芸術環境づくり助成事業ですけども、平成25年度は美術博物館に500万円ということですか。

社会教育部長) はい。これは現在申請中で、それが認められたらということになります。

浅井委員) 市民センターの250万円というのは。

社会教育部長) 美術博物館は500万円、市民センターは250万円ですので、多いほうで申請しております。

浅井委員) 申請はどちらもしてらっしゃるということですね。

社会教育部長) はい。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) よろしいでしょうか。これは、この後2月中旬に市議会に提出し、3月に採決という流れですね。よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって第27号議案は可決されました。

〈第27号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 非公開の審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

委員長) 日程第5 閉会宣言